

令和6年度 楯岡小学校「いじめ防止基本方針」概要版 2024年4月改定

1 「いじめ」に関する問題に常に立ち向かう楯岡小学校の基本的な考え方

いじめは、「私たちの学校の、どの学級にも、誰にでも起こり得るし、いじめ問題に無関係で済む教職員も児童もいない。」という基本認識に立つ。本校児童の一人一人が、すべての児童と共に、様々な教育活動に意欲的に取り組むことで、個々の能力や個性を十分に伸ばさせることができるように、いじめのない学校づくりに全力で努めることが私たち教職員の重要な責務と考える。

本校では特に、いじめに向かわせないための「未然防止」と「早期発見」を日常的な取組として展開する。そのためには、すべての教職員と児童が共に望ましい学校社会・集団活動をつくることに取り組んでいく。そして、本校が定義するようないじめが認知された場合は、迅速で的確な「早期対応」を組織として、またすべての教職員で行っていく。

【定義】

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある児童が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（直接・間接を問わず、インターネットを通じて行われるものを含む）を指す）であり、当該児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめられた児童の立場に立つことを重視し、けんかやふざけ合いであっても児童の被害性に着目して判断し、好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった場合も含め、「心身の苦痛を感じている状態にあるものすべて」を指すものとする。

【「いじめ防止対策推進法」及び「村山市いじめ防止基本方針」の改定に基づく】

【解消】

少なくとも次の2つの要件を満たしていること

①いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安）

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（本人、保護者との面談等により確認）

2 いじめ問題への組織的対応

- (1) いじめ対策委員会
 - ・迅速な情報共有、組織的対応を重視
- (2) 保護者や地域、関係機関との連携
 - ・家庭訪問や教育相談等により迅速に対応
 - ・教育委員会等との連携
- (3) 児童運営委員会を中心とした児童会組織としての取組
 - ・児童の主體的な「絆づくり」
- (4) 教職員の資質向上
 - ・教師の意図的・計画的な「居場所づくり」
- (5) 教職員のチームとしての日常の情報交換及び共通理解
 - ・日常的な情報交換
- (6) 道徳教育と特別活動の一層の推進と充実
 - ・特別の教科道徳の時間を要とした学校教育全体を通じた道徳教育の推進
 - ・児童の自治的な集団づくりを目指した特別活動の推進

3 いじめ未然防止等のための取組

- (1) 学級経営の充実
 - ・授業が「分かった」「好き」と感じ、成就感や充実感を味わうことのできる授業づくり
- (2) 道徳教育の充実
 - ・自己肯定感や人権尊重の精神、思いやりの心などの育成
- (3) 教育相談体制の整備
 - ・QUの活用と日頃の教職員の見取りと共有
 - ・教育相談習慣の実施
- (4) 縦割り班活動の実施と充実
 - ・協力、協働による集団の一員としての自覚
- (5) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
 - ・PTAや育成会との連携と情報モラルの育成
- (6) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - ・中学校区内の情報交換
- (7) 組織的な対応
 - ・多面的・多角的な情報収集と共有
 - ・ケース会議の開催

4 いじめ早期発見のための取組

- (1) 日常の観察と情報共有
 - ・小さな問題を「察知」し、迅速に報告、連絡、相談のできる体制整備する。
 - ・チームで対応する。
- (2) 児童対象のアンケートの実施、面談、組織的対応
 - ・いじめアンケート実施（6、12月）
 - ・心のアンケートの実施（毎月）
 - ・子供の心と向き合う教師
- (3) 保護者対象のアンケートの実施
 - ・全保護者を対象にしたアンケートを実施する。
- (4) Q U 検査の実施と今後の指導方針の検討
 - ・全学年、年2回のQ U 検査の実施
 - ・検査結果をもとにした研修・会議
- (5) ノート・日記・連絡帳等による指導と情報交換
 - ・教職員による日頃の目配り
 - ・交友関係や悩み、不安などの把握

5 いじめ発生時の適切な対応

- (1) 早期対応
 - ・被害を受けた児童の安全確保を第一とする。
 - ・疑いを「察知」した段階で管理職に報告し、チームで情報収集を行い、正確に状況を把握する。
- (2) 正確ないじめの実態把握
 - ・いじめを「認知」した段階で、校長のリーダーシップのもと、組織的な対応を行う。
- (3) 児童への指導・支援
 - ・被害児童、加害児童、集団への指導・支援を適切に行う。心の不安と向き合い、人格の成長に主眼をおいた指導・支援、自治的集団づくりを行う。
- (4) 保護者との連携
 - ・解決に向けた継続的な情報共有と協力関係の構築を図る。
- (5) 事後の継続的な支援
 - ・継続した心のケアを行う。
 - ・「絆づくり」と「居場所づくり」を意図的・計画的に実施する。
- (6) 記録と保存
 - ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、子供の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

6 教育的諸課題から配慮すべき児童への対応

- (1) 発達障がいを含む障がいのある児童への配慮
- (2) 海外から帰国した児童や外国人の児童への配慮
- (3) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童への配慮
- (4) 被災児童への配慮



7 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）
 - ① いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ② いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合等を含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
 - ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合
- (2) 重大事態への対処
 - ④ 校長は、重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。また、生命、身体、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに警察署に通報する。
 - ⑤ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ⑥ 事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
 - ⑦ 上記調査については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係とその他の必要な情報を適切に提供する。

8 点検・評価と不断の見直し（定期的な点検・評価の実施）